

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成28年9月2日（平成28年（行情）諮問第540号）

答申日：平成29年1月24日（平成28年度（行情）答申第678号）

事件名：特定の検索システムの譲渡に係る行政指導に関する文書の不開示決定  
（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

倒産したA社が保有していた検索システム（パトリス）が、B社に譲渡されているが、この譲渡に関し特許庁が行った行政指導に関する文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年6月15日付け20150416特許9により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

もともと、A社は、平成13年4月1日に特定財団法人の一部民営化として、特許庁の行政指導の下設立されたものであるから、A社の主要業務であるパトリスのB社への譲渡についても、特許庁が大きく関与しているはずである。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

##### （2）意見書

諮問庁は、理由説明書に「A社は、昭和58年3月に設立され、しばらくの休眠を経て平成12年11月に再稼働した特許情報提供サービス業者である」旨記載しているが、この情報源及び入手ルートを明確にしたい。特定日付特定新聞には、A社は平成12年11月29日設立と記載されているが、この新聞発表と諮問庁の説明は異なっているがなぜか、どちらが正しいのかを明確にしたい。

また、特定日付A社社長作成の書面の記載にあるように、平成13年4月1日のパトリス民営化については、特許電子図書館とパトリスに関

する、特許庁と特定財団法人の共通理解が存在しており、これはまさに特許庁がパトリス民営化に関する行政指導の存在を示すものであり、パトリス民営化に関する行政指導の不存在を主張する特許庁の記載は明らかに客観的事実に反し不当であり、虚偽公文書作成罪の構成要件に該当するものである。

したがって、本件対象文書も作成保持しているはずである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、該当する行政文書は存在しないため、平成27年6月15日付けで不開示とする原処分を行った。

#### 2 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、「もともと、A社は、平成13年4月1日に特定財団法人の一部民営化として、特許庁の行政指導の下設立されたものである」と主張しているが、A社は、昭和58年3月に設立され、しばらくの休眠を経て平成12年11月に再稼働した特許情報提供サービス業者であって、異議申立人の主張は事実誤認に基づくものである。

また、「特定財団法人の一部民営化として、特許庁の行政指導の下」というが、特定財団法人の法人形態変更に関して行われうる特許庁の行政指導とは、所管官庁がその所管する公益法人を指導監督するに当たっての具体的、統一的な指針として、公益法人の営利法人等への転換に関する指針（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ）が申し合わされ、これを受けて、特許庁が特定財団法人に対して上記指針を配付し、営利法人等への転換を行う場合には、上記指針に則って行うべき旨の口頭での指導のことである。これに対して、特定財団法人とA社間の営業譲渡については、特定財団法人が、特定日に開催した臨時理事会において自主的に判断し決定したものであることから、特許庁は具体的内容に関与する立場にない。

さらに、異議申立人は、A社が特許庁の行政指導の下に設立されたものであることを前提に、「A社の主要業務のパトリスのB社への譲渡についても特許庁が大きく関与しているはずである」と主張しているが、上記のとおり、特定財団法人の一部民営化について特許庁が行政指導を行った事実はないことから、異議申立人の主張はその前提を欠いている。

よって、特許庁は営利事業の譲渡に関し、「特許庁が行った行政指導に関する文書」を作成または保有しておらず、存在しない。

#### 3 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては棄却することとしたい。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年12月12日 審議
- ④ 同月26日 審議
- ⑤ 平成29年1月20日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、A社が行ったB社へのパトリス譲渡に関し、特許庁が行った行政指導に関する文書である。

諮問庁は、本件対象文書は存在しないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

パトリスとは、特定財団法人が開発し、保有していた特許情報オンライン検索システムであり、平成13年4月1日、特定財団法人は、その保有する検索システムに係る事業部門をA社に譲渡した。

特許庁は、A社の事業に関与しておらず、A社がB社にパトリスを譲渡することについて行政指導を行った事実はない。

したがって、本件対象文書を作成も取得もしていない。

- (2) 当審査会事務局職員をして特定財団法人のホームページを確認させたところ、特定財団法人がA社にパトリスを譲渡したことは、諮問庁の上記(1)の説明のとおりであり、B社のホームページにおける特定年月日のニュースリリースによれば、A社からB社にパトリスの著作権及び商標権譲渡がなされたことが確認でき、特許庁が本件対象文書を作成も取得もしていない旨の諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点はないことから、特許庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

##### 3 付言

原処分の不開示理由について、「開示請求のあった文書は存在しないため」と記載されているところ、一般に文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実だけでは足りず、対象文書を作成又は保有していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照ら

し、適切さを欠くものであるといわざるを得ず、処分庁においては、今後の対応においては、上記の点につき留意すべきである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久